

令和元年度

甲種防火管理新規講習の実施案内

精華町消防本部

相楽中部消防組合消防本部

※受講義務者

消防法では、多数の者を収容する建物の管理権原者に対し、防火管理者（防火管理の推進役）を定め、消防計画（防火管理業務を実施するための計画）を作成し、この消防計画に基づき防火管理上必要な業務を行うよう義務付けています。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有している者」と規定されています。

この講習は、防火管理業務に必要な知識及び技能を修得するためのものです。

1 目的

消防法第8条の規定による防火管理者の資格を同法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき付与することを目的とします。

2 受講対象者

木津川市及び相楽郡内に在住又は在勤の方で、消防法第8条第1項の規定に基づく甲種防火管理（新規）の資格を取得しようとする方。

3 講習日時

令和元年8月20日（火） 10時00分～16時10分

8月21日（水） 10時00分～16時30分

4 講習場所

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 関西光科学研究所 多目的ホール
木津川市梅美台8丁目1番

5 受付期間

令和元年7月1日（月）から同31日（水）まで（土・日・祝日は除く）

午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで

なお、定員は100名で、定員に達し次第受付期間中であっても、受付を終了いたします。

6 申込方法

受講申込書に写真（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内に撮影した正面上半身、無帽、無背景のもの）を貼り、精華町消防本部予防課又は相楽中部消防組合消防本部予防課に提出して、引き換えに受講票を受け取ってください。

7 受講料

受講料は必要ありませんが、テキストの購入が必要となります。

（講習日の1日目に受付の横で業者が3,650円で販売されます。）

8 講習修了証の交付

- (1) この講習の全課程を修了された方に修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けられた方は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による「甲種防火管理新規講習」の課程を修了したものに該当します。

甲種防火管理新規講習日程表

	科 目	時 間
8 月 2 0 日	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	10:00~10:05 (5分)
	開 会 挨拶 防 火 管 理 の 意 義 及 び 制 度	10:05~11:10 (65分)
	休憩5分間	
	火 気 管 理 (基 礎 知 識)	11:15~12:15 (60分)
	休憩45分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (建 築)	13:00~14:00 (60分)
	休憩5分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (消 防 用 設 備)	14:05~15:05 (60分)
	休憩5分間	
火 気 管 理 (危 険 物)	15:10~16:10 (60分)	

8 月 2 1 日	防 火 管 理 に 係 る 消 防 計 画	10:00~12:00 (120分)
	休憩45分間	
	統 括 防 火 管 理	12:45~13:30 (45分)
	休憩5分間	
	防 火 管 理 に 係 る 訓 練 及 び 教 育	13:35~15:35 (120分)
	休憩5分間	
	効 果 測 定	15:40~16:00 (20分)
	閉 会 挨拶	16:00~16:05 (5分)
修 了 証 交 付	16:05~16:30 (25分)	